

# ASIAN LEGAL BUSINESS INVESTING IN ASEAN FORUM

10 APRIL 2018

THOMSON REUTERS, AKASAKA BIZ TOWER  
30TH FLOOR 5-3-1 AKASAKA MINATO-KU



## ASEANにおけるコンプライアンス体制の構築方法、内部通報制度の導入の留意点

～ASEAN各国における最新法令（外資規制、贈収賄規制、個人情報保護法、労働法制、競争法、紛争解決制度など）を踏まえて～

### EVENT DETAILS

開催日程 2018年4月10日(火)12時受付開始  
12時から13時は軽食を提供させていただきます。

セミナー: 13時から18時  
カクテルレセプション: 18時から20時

対象 法務コンプライアンス担当、アセアン地域担当の方々等

会場 トムソン・ロイター・ジャパン株式会社  
東京都港区赤坂 5-3-1 赤坂 Biz タワー 30階

言語 日本語

### OVERVIEW

近時、内部通報制度の導入によって、企業内部の不正等が発覚したとの報道が相次いでおり、内部通報制度の導入・運用の見直しは重要な課題となっております。特に、ASEANをはじめとした海外子会社管理のためのグローバル・コンプライアンスの一環として、海外子会社等への内部通報制度の導入・拡大を検討する企業が増加しており、ASEAN各国に子会社を有しているグローバル企業から、ASEAN子会社から通報を受ける際どのような点に留意すべきかなどの相談が増加しております。

本セミナーでは、まず、第1部として、ASEAN各国における最新の外資規制、贈収賄規制、個人情報保護法、労働法制、競争法などの法令の最新状況について説明を行います。次に第2部として、ASEANにおける紛争解決制度の最新状況について解説を行います。

最後に第3部として、上記のASEAN各国の最新の法制の状況を踏まえ、ASEANにおいてどのようにコンプライアンス体制を構築すればよいのか、ASEAN子会社を適切に管理するためにはどのように内部通報制度を導入・運用していけばよいのかという点について、解説をいたします。

なお、本セミナーにおいては、最新の日本の個人情報保護法の改正、EUの一般データ保護規則 (General Data Protection Regulation) 等のASEANにおける影響についても解説いたします。

今回のセミナーは、シンガポール、タイ、マレーシア、フィリピン、インドネシア、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーの現地で実務に携わっている現地法弁護士が一堂に集結し、ASEAN各国の法令の最新状況について解説いたします。

### SPEAKERS

#### One Asia Lawyers 弁護士法人 One Asia

「弁護士法人 One Asia」は、ASEAN 各国の法律に関するアドバイスをシームレスに、一つの法律事務所 (ワン・ファーム) として、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 法務特化型の法律事務所。事務所メンバーは、ASEAN 各国での業務経験を積み、ASEAN 各国の法律実務に精通した専門家で構成されている。ASEAN 各国にオフィス・メンバーファームを構築することにより、日本を含めた各オフィスから ASEAN 各国の法律を一括して提供できる体制を整えることに注力している。

#### MODERATOR



栗田 哲郎  
One Asia Lawyers  
弁護士法人 One Asia 代表  
(日本法、ニューヨーク法、シンガポール法弁護士)

#### SPEAKERS



Vincent Lim  
JLC Advisors LLP  
(シンガポール法弁護士)



Lim Jo Yan  
Lim Jo Yan & Co  
(マレーシア法弁護士)



Aris L. Gulapa  
Gulapa Law  
(フィリピン法弁護士)



Nippita Pukdeetanakul  
JNP Legal  
(タイ法弁護士)



Veronica Situmorang  
DK & Situmorang Lawyers  
(インドネシア法弁護士)



Marieke van der Pijl  
ACSV Legal  
(ベトナム担当)



Mar Samborana  
Mar Associates  
(カンボジア法弁護士)



土取 義朗  
弁護士法人 One Asia  
(日本法弁護士)



藪本 雄登  
One Asia Lawyers  
(ラオス、ミャンマー担当)

### CONTACT

For more information please contact :

Amanda Murillo

Email: amanda.murillo@thomsonreuters.com

DID: +632 789 5328

BROUGHT TO YOU BY



ONE ASIA  
LAWYERS

PRESENTED BY

ASIAN LEGAL  
BUSINESS

